

介護保険は福祉なのか？ビジネスなのか？

介護保険の事業者が福祉という言葉を使うのは違和感があります。あらためて介護保険を利用することについて考えてみます。

介護保険が利用できる施設には特別養護老人ホーム、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、グループホームなどがあります。

特別養護老人ホームを運営できるのは社会福祉法人、地方公共団体、そのほかに挙げた施設は民間企業でも運営可能です。

介護保険施行前の高齢者の介護は「老人福祉法」を根拠としていましたが、2000年の介護保険施行後は「介護保険法」がその根拠となりました。

老人福祉法にはこのように書かれています。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

ご覧のように「保障されるものとする」と国と地方公共団体が責任を負うことが謳われているのです。

では、今それらの事業を運営する根拠法の介護保険法はどうでしょうか？

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

老人福祉法で謳った国、地方自治体の責任は消え去り、国民の共同連帯と変わりました。

国は高齢者の暮らしに責任を負わず、「国民同士が頑張ってください」と国民の責任へと変わってしまったのです。見事なまでに国の責任は消えました。

2000年以前の福祉施策は基本的に国は高齢者を守る責任があると規定されていました。だから、生活を維持する金銭的な余裕のない方でも責任を持って国が守るという理念があったのです。翻って現在はどうでしょうか？

「お金を支払えないならば退去せよ」「お支払いいただければ利用はご遠慮ください」が当たり前です。

例えば高額なサービス高齢者住宅の家賃を家族も支払っていた。ところが勤め先が倒産して支払えなくなった。すると施設はどうしますか？

「お金が払えないなら出て行ってください！」ということです。その後は施設が考えることではありません。介護保険は福祉をシルバービジネスに変えてしまったのです。

きょうと福祉倶楽部は国の責任が曖昧になっている時代に

「本当の福祉を守りたい」という想いから作られました。

法人形態は営利企業ではあっても、生存権の保障が出来なくなりつつある時代にそれに抗する組織として育てていこうと20年乙訓の地で踏ん張ってきました。

わたしたちは目の前にいる高齢者と障がい者の暮らしといのちを守り、あわせて人が大切にされる社会を作るために行動します。

新型コロナウイルス インフルエンザ感染拡大に伴う利用者のみなさんへのお願い
●サービス利用中は可能な限りサービスご利用の方もマスクの着用をお願いします。
●利用者、同居の家族のかたの体調不良(発熱など)はあらかじめきょうと福祉倶楽部までご連絡ください。



有限会社 おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部



〒617-0824

長岡京市天神4丁目7-12 ハイッ草舎101号

TEL 075-958-2560

FAX 075-957-2808

E-mail info@fukushi-club.com

